

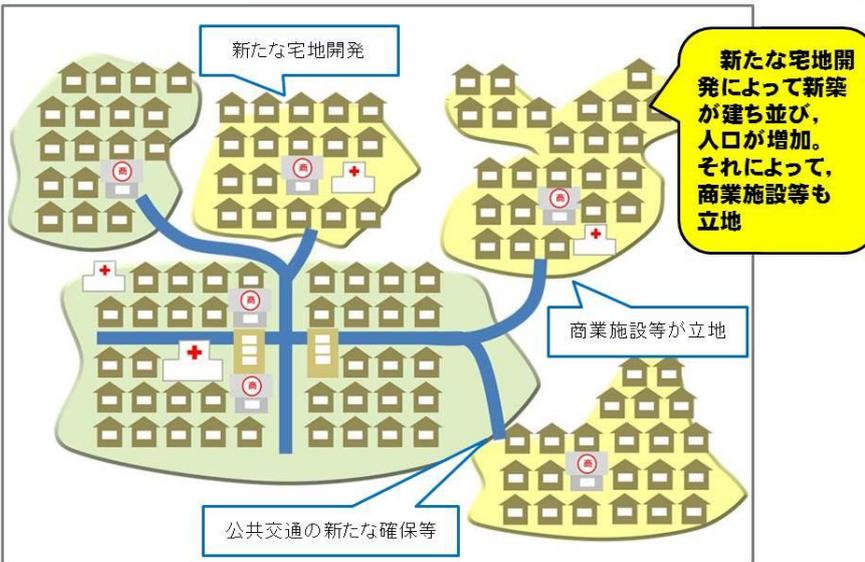
卷末資料

- なぜ「コンパクトシティ」？
- 用語集
- 地域別構想における地域の課題一覧表
- まちづくりの基本的な方針と地域のまちづくりの方針一覧表
- 策定の経緯
- 呉市都市計画マスタープラン検討委員会設置要綱
- 呉市都市計画マスタープラン検討委員会名簿
- 呉都市計画調査委員会設置要綱

なぜ「コンパクトシティ」？

これまでのまちづくり

人口の増加にあわせ、新たな宅地の開発等、市街地の「拡大」を前提としてまちづくりを行ってきました。



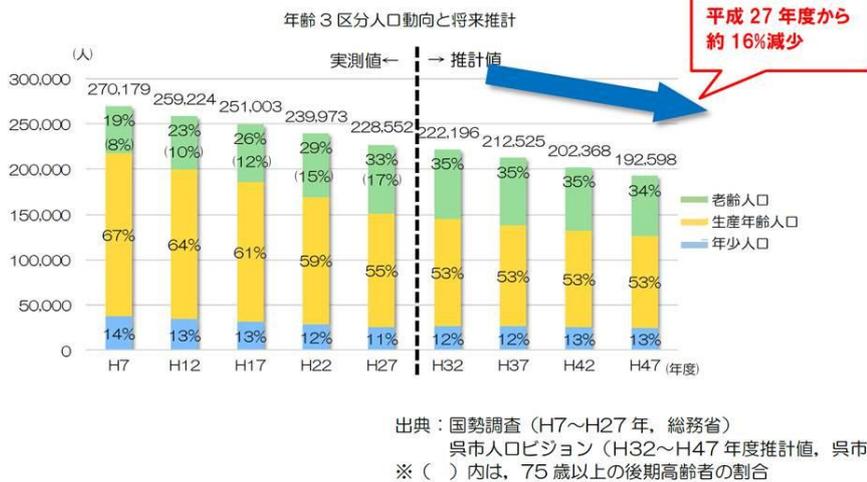
<これまでのまちづくり>

これまでは、人口の増加にあわせ、新たな住宅団地の造成や宅地の開発等、市街地の「拡大」を前提としてまちづくりを行ってきました。

また、新たな市街地の形成によって、商業施設や医療施設等の都市機能の立地や、バス路線の確保等が行われてきました。

呉市を取り巻く状況

人口減少が進行しており、平成47年度には平成27年度から約16%減少する見込み。



<呉市を取り巻く状況>

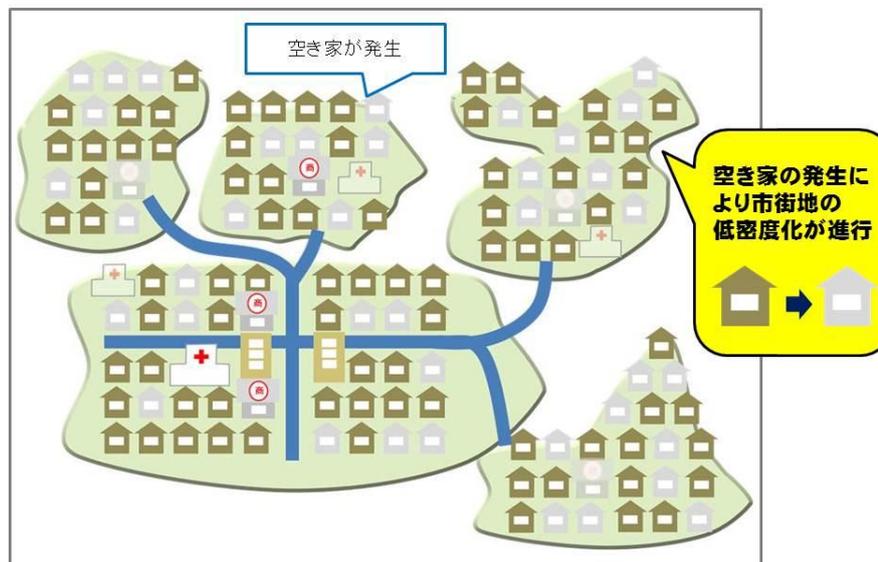
呉市の人口は、約23万人であり、平成28年4月に中核市となりました。

平成7年から平成27年までの過去20年間で、人口は約4万人、約15%減少しています。

また、呉市人口ビジョンによると、平成47年度には、人口は約19万人となる見込みで、平成27年度と比較して約3.6万人、約16%減少することが想定されています。

このままでは・・・

人口減少によって、市街地の低密度化(スポンジ化)が進行していきます。



<このままでは・・・>

今後の人口推計を踏まえれば、人口減少に伴い、空き家が増加し、延いては市街地の人口密度※の低密度化(スポンジ化)が進行していきます。

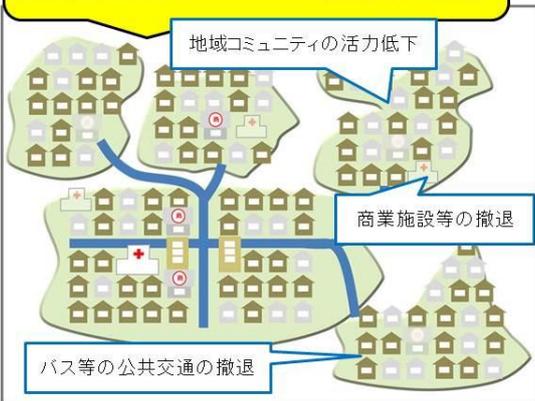
※人口密度とは

人口密度(人/ha)とは、一定の単位面積内の人口を表したもので、土地利用の状況を表す指標の1つである。大都市圏になるほど人口密度は高く、過疎地になるほど人口密度は低い。

このままでは・・・

市街地の低密度化(スポンジ化)が進行することで、地域コミュニティの活力低下や商業・医療・福祉等の都市機能、バス等の公共交通の維持が困難となるおそれがあります。

空き家の発生により市街地の低密度化が進行



低密度化によっておこりうること

- 地域コミュニティの活力低下
- 商業施設や病院等の経営が困難となり、撤退するおそれ
- バス等公共交通の経営が困難となり、撤退するおそれ



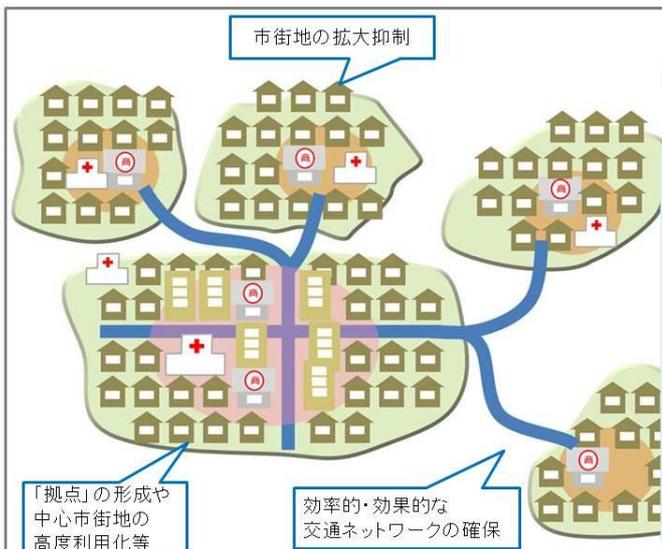
<このままでは・・・>

市街地の低密度化が進行することで、地域コミュニティの活力の低下が懸念されます。また、スーパーやコンビニ等の商業施設、また、医療施設やバス等の公共交通等の生活を支えるサービスの経営が困難となり、撤退するおそれもあります。

そうなる、「まち」としての様々な機能を持続させることが出来ません。

そうなる前に

持続可能なまちづくりに向け、市街地の拡大を抑制することを基本として、人口密度を維持していく取組が必要です。



人口密度を維持していく取組が必要

「コンパクトシティ」の形成

- 市街地の拡大抑制
- 商業・医療・福祉等の都市機能を維持する「拠点」づくり
- 「拠点」の周辺への居住機能の誘導
- 「拠点」間や地域内を結ぶ効率的・効果的な交通ネットワークの構築

<そうなる前に>

人口減少下において、持続可能なまちづくりを行うために、市街地の拡大を抑制することを基本として、人口密度を維持していく取組が必要となります。

そのために、商業や医療・福祉等の都市機能を維持していく「拠点」づくりや拠点間・地域内を結ぶ効率的・効果的な公共交通ネットワークの確保等を行い、「コンパクトシティ」の形成を目指します。

都市の将来を見据えて

人口減少・少子高齢社会の進行に対応した持続可能なまちづくりへの転換

これまでは、

市街地の拡大を前提としたまちづくり

これからは、

人口減少や少子高齢の進行を前提としたまちづくり

コンパクトシティ

【呉市が目指す都市の将来像(まちづくりの基本理念)】

<都市の将来像>

**地域がつながり、にぎわい、住み続けられる都市・くれ
～コンパクトで持続可能なまちを目指して～**

【まちづくりの基本的な方針】

人と地域のつながりを生む、「自立した拠点」を育てるまちづくり

住む人の笑顔を生む、「安全と安心」を育てるまちづくり

にぎわいと活力を生む、「くれの顔」を育てるまちづくり

<都市の将来を見据えて>

コンパクトシティの形成を目指すため、本マスタープランでは、都市の将来像として「地域がつながり、にぎわい、住み続けられる都市・くれ」を掲げ、その実現に向けたまちづくりの方針を掲げています。

その実現に向け、コンパクトシティの形成に向けた「拠点づくり」や防災の取組等の「安全・安心」、また、人口減少に歯止めをかけることを念頭に、「にぎわいと活力」について、3つのまちづくりの基本的な方針を掲げています。

名 称		解 説
い	インフラ施設等	道路・橋りょう・トンネル・港湾施設等の都市形成の根幹となる都市施設や庁舎・学校・市営住宅・消防署・図書館・まちづくりセンター・文化施設等の公共施設のこと。
え	エリアマネジメント	特定のエリアにおいて、市民やNPO団体、企業等の地域が主体となり、課題を共有し、方向を同じくして取組を進めることで地域の価値や魅力を向上させるもの。
お	オープンスペース	市街地等で建造物の建っていない土地や場所。ゆとりある空間をつくるとともに、災害時の避難場所や火災時の延焼防止等の消防活動スペース等、防災機能を有する。
か	街区公園	都市計画で、主に街区内の居住者の利用を目的として設置される公園。誘致距離250m、1カ所あたり面積0.25haを標準としている。
	開発許可	都市計画区域内の開発行為（主に建築や工作物の建設等を目的とした土地の区画形質の変更）を規制・誘導することで、計画的なまちづくりを行うもの。 開発行為に対し、立地基準と技術基準を満たす者に対し許可するもので、立地基準により市街化調整区域内の開発行為を原則的に禁止し、技術基準により開発行為によって造られる宅地等の水準を一定レベル以上確保することを目的としている。
き	急傾斜地崩壊対策事業	「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（急傾斜地法）」に基づき、がけ崩れ災害を防止するための事業。基本的には斜面の所有者又は被害を受ける恐れのある者において実施しなければならないが、一定の要件を満たす場合に限り、県や市町村において崩壊防止工事を実施する。
	狭あいな道路	消防車や救急車が通行できないような、幅員の狭い道路。一般的には建築基準法で建築物の敷地の接道が義務付けられている幅員4mに満たない道路を指す。
	居住誘導区域	立地適正化計画で位置付ける区域で、人口減少下にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導すべき区域のこと。
	緊急輸送道路ネットワーク	地震直後から発生する緊急輸送を迅速かつ確実に実施するために必要な道路であり、道路の耐震性が確保されるとともに、地震時にネットワークとして機能するもの。

名 称		解 説
き	近隣公園	都市計画で、主に近隣に居住する者の利用を目的として設置される公園。誘致距離 500m、1カ所あたり面積 2ha を標準としている。
く	区域区分	都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分すること。「線引き」とも呼ぶ。呉市では広島圏都市計画区域において、区域区分が行われている。
け	景観計画	平成 16 年に施行された「景観法」に基づき、良好な景観の形成に関する方針をまとめた計画。景観まちづくりを進める基本的な計画として、景観形成の方針、行為の制限に関する事項等を定めている。呉市では平成 20 年に「呉市景観計画」を策定している。
	下水道	本マスタープランでは、「下水道法」で規定される施設とあわせ、農業集落排水等の汚水処理施設を含んでいる。
	建築協定	住宅地の良好な環境や、商店街の利便性の増進等を目的に、一定の区域内の関係権利者全員の合意のもとで結ばれる協定で、市町村の建築協定条例に基づき、建築物の構造・用途・形態・意匠等に関する基準を定める。
こ	広域防災拠点	災害時に広域応援のベースキャンプや物資の流通配給基地等に活用される防災の拠点となる場所。概ね都道府県により、その管轄区域内に 1ヶ所ないし数ヶ所設置される。
	後期高齢者	75 歳以上の高齢者のこと。
	交通結節点	鉄道駅やバスターミナル等の交通機関相互の乗り継ぎや乗り換えが行われる場所や施設のこと。複数の公共交通機関が集中するとともに、地域のまちづくりに貢献する拠点機能を有する。
	高度利用	中高層建築物又は容積率(建築敷地面積に対する延べ床面積に対する割合)の高い建築物を建築することにより、土地をより有効に利用すること。
	交流人口	外部からある地域に何らかの目的で訪れる人口のこと。

名 称		解 説
こ	高齢社会	総人口に対して65歳以上の高齢者人口が占める割合を高齡化率と言い、世界保健機構（WHO）や国連の定義によると、高齡化率が7%を超えた社会を「高齡化社会」、14%を超えた社会を「高齡社会」、21%を超えた社会を「超高齡社会」という。
	コンパクトシティ、コンパクトなまちづくり、都市機能の集積	市街地の無秩序な拡大を抑制し、公共交通にアクセスしやすい場所に、居住機能、医療・福祉等の生活サービス機能等を集積させる都市施策のこと。
さ	再生可能エネルギー	枯渇する心配がなく、繰り返し使うことができるエネルギー。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマス等がある。
し	市街化区域	「都市計画法」で規定された区域で、区域区分が行われた都市計画区域において、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。 市街地が無秩序に広がるおそれのある都市計画区域で行われ、住宅地をはじめ、道路や公園等の整備を計画的かつ効率的に行うために定められる。
	市街化調整区域	「都市計画法」で規定された区域で、区域区分が行われた都市計画区域において、市街化を抑制すべき区域のこと。農地や森林等を保護することとし、原則建築はできない。
	市街地再開発事業	市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業のこと。
	事業継続計画	企業が自然災害、大火災、テロ攻撃等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限に食い止めつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段等を取り決めておく計画のこと。（BCP, Business Continuity Plan）
	持続可能なまちづくり	人口減少と高齢化が進展するなかで、行政コストや生活の質、環境負荷等の観点から、持続可能な都市や地域を構築するための都市施策のこと。

名 称		解 説
し	斜面市街地	本マスタープランでは、傾斜が10度以上で、かつ、人口密度が40/haの地域と定義。
	住工の混在	住宅地等の居住地と工場等が混在して立地していること。
	重要伝統的建造物群保存地区	「文化財保護法」により規定される都市計画法上の地域地区の一つで、伝統的建造物群およびそれと一体となって歴史的風致を形成している環境を保存するために定められる地区。市町村は伝統的建造物群保存地区を決定し、保存条例に基づき保存計画を定める。国は市町村からの申出を受けて、価値が高いと判断したものを重要伝統的建造物群保存地区に選定する。 呉市では、豊町の「御手洗地区」が選定されている。
	人口集中地区	DID地区とも呼ばれ、1km ² 当たり4,000人以上の人口の地区が互いに隣接した合計5,000人以上の人口を有する地区のこと。
	人口ビジョン	まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に併せ、市町村の人口動向や将来人口推計等を分析し、今後目指すべき方向性や平成52(2040)年までの人口の将来展望を示すもの。呉市では、平成28年3月に「呉市人口ビジョン」を策定している。
す	ストック	既に整備されている道路、公園、下水道等の都市基盤施設や、住宅、商業施設、業務施設、工業施設等のこと。
せ	生活バス	交通空白地域・不便地域の解消等を図り、地域の生活を支えるため、市が交通事業者に依頼して運行する乗合バスのこと。
ち	地域おこし協力隊	一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組を指す。
	地域高規格道路	地域の連携強化と地域間の交流の促進を図り、活力ある地域づくりを推進するため、高規格幹線道路網(高速自動車国道等)と一体となって高速交通体系の充実を図る道路のこと。

名 称		解 説
ち	地域公共交通網形成計画	「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく計画で、市が中心となり、コンパクトシティの実現に向けたまちづくりと連携した持続可能な地域公共交通ネットワークの形成に向け、方針や事業等についてとりまとめた計画のこと。
て	デマンド型交通	デマンドは「要求、要請」の意味で、利用者が電話等で乗車を予約し、乗り場や行き先はエリア内なら希望できる等、利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通のこと。
と	特別用途地域	「都市計画法」で規定される地域地区の1つで、用途地域内において、ある一定の地区について、土地利用の増進、環境の保護等を図るため、基本となる用途地域を補完して定めるもの。定める地区の課題や特性に応じて、条例によって、基本となる用途地域の強化や緩和を行う。
	都市機能誘導区域	立地適正化計画で位置付ける区域で、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集積することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域のこと。
	都市基盤	都市のさまざまな活動を支える最も基本となるもので、道路や鉄道等の交通施設、上下水道、電気・ガス等エネルギー関連施設、公園、ゴミ・汚水等処理施設等を指す。
	都市計画区域	「都市計画法」に基づいて指定される区域で、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するために、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を指定する。
	都市計画道路	「都市計画法」に基づいて都市計画決定された道路。地域内の円滑で安全な交通の確保、安全な歩行者空間の必要性、防災性の向上等の観点から計画を決定する。
	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (都市計画区域マスタープラン)	一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、都道府県が一市町村を超える広域的見地から、区域区分をはじめとした都市計画の基本的な方針を定めた計画のこと。
	都市施設	都市活動や良好な都市環境を維持するために必要な施設のこと。「都市計画法」では、道路等の交通施設、公園等の公共空地、下水道等の処理施設、河川等の水路、学校等の教育文化施設、病院、市場等が規定される。

名 称		解 説
と	都市の低炭素化	地球温暖化を防止するため、自然が吸収できる量以内に二酸化炭素（CO ₂ ）等の温室効果ガスの排出を削減する都市施策のこと。
	土砂災害警戒区域等	「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」により、土砂災害から国民の生命を守るため、都道府県が指定する土砂災害の恐れのある区域のこと。 「土砂災害警戒区域」では、土砂災害のおそれがある区域で、警戒避難体制の整備が必要となる。 「土砂災害特別警戒区域」では、土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれのある区域で、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される。
	土地区画整理事業	道路等の都市基盤の整備水準が低い地区について、土地の交換分合を行い、宅地の区画・形状を整え、道路や公園等の公共施設の整備を図り、土地利用を増進する事業のこと。
	土地利用	ある地区の土地を様々な状態や用途及び形態に使い分けること。 都市計画制度では、土地の造成や建築行為等に対し、一定の制限を加え、健全な市街地形成を誘導している。
に	日本遺産	地域の歴史的魅力や特色を通じて日本の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定するもの。魅力溢れる有形や無形の様々な文化財群を、地域が主体となって総合的に整備・活用し、地域の活性化を図ることを目的としている。 呉市は、「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴 ～日本近代化の躍動を体感できるまち～」として、横須賀市、佐世保市、舞鶴市とともに、平成28年に認定されている。
の	乗合タクシー	定員10人以下の自動車により運行する定時定路線型の運行を行う公共交通のこと。
は	パーク&ライド	自宅から自家用車で最寄りの駅またはバス停まで行き、車を駐車させた後、バスや鉄道等の公共交通機関を利用して目的地に向かう方法をいう。
	バリアフリー化（バリアフリー整備）	施設等の再整備や改良時等において、高齢者や障害者等の移動の妨げとなる物理的な障壁等を取り除き、将来的にはユニバーサルデザインを目指すもの。

名 称		解 説
ひ	非線引き区域	線引き（区域区分）がされている都市計画区域を「線引き都市計画区域」という。（広島圏都市計画区域） 線引きされていない都市計画区域を「非線引き都市計画区域」という。（川尻安浦都市計画区域及び音戸都市計画区域）
	広島県災害復興都市計画マニュアル	大規模災害により都市に甚大な被害を生じた場合に、住民の生活再建や経済・産業活動の再開に向けて、迅速な復興を図るために都市計画上の対応についてとりまとめたもの。被災後から復興まちづくり計画の策定や事業着手までのプロセスなどを示す「広島県災害復興都市計画マニュアル」を平成27年3月に策定している。
	広島都市圏	広島圏域の都市計画区域の整備・開発及び保全の方針で示されている、広島市を中心とした8市7町を含む広域的な都市圏を示す。（大竹市・廿日市市・広島市・呉市・江田島市・東広島市・竹原市・安芸高田市・府中町・海田町・安芸太田町・北広島町・大崎上島町）
ほ	防火地域・準防火地域	市街地の不燃化を図るため、「都市計画法」に基づいて定められる地域。防火地域・準防火地域に指定された地区では、建物の規模により耐火建築物・準耐火建築物としなければならない。
も	ものづくり産業	原材料等を加工することによって製品を生産・提供したり、技術や商品を開発する産業を指す。 特に呉市においては、旧軍用財産の転活用による、造船、鉄鋼、機械金属、パルプ産業等の製造業を中心とした工業技術が集積している。
	モビリティマネジメント	一人ひとりの移動や、まちや地域の交通の在り方を、工夫を重ねながらよりよいものに改善していく取組のこと。
ゆ	ユニバーサルデザイン	文化・言語や国籍等を問わずに、誰もが利用することができる設計（デザイン）のこと。
よ	用途白地	非線引き都市計画区域内で、用途地域が指定されていない区域のこと。
	用途地域	「都市計画法」で規定された地域地区の1つ。都市計画区域内で、市街地における適正な土地利用を図るため、その目標に応じて12種類の地域に分け、建築基準法と連動して建築物の用途、容積率、構造等に関し一定の制限を加えている。

名 称		解 説
り	立地適正化計画	「都市再生特別措置法」で位置付けられた計画。都市計画区域内における居住機能や商業・医療・福祉等の都市機能の立地に関する方針をとりまとめた市町村マスタープランの高度化版のこと。
	臨港地区	「都市計画法」又は「港湾法」に基づく地域で、港湾における土地利用の計画的な誘導と港湾機能の確保を図るため、港湾施設及び港湾の管理運営に必要な地域として定められた区域のこと。
れ	連続立体交差事業	道路と鉄道との交差点において、鉄道を高架化または地下化することによって、多数の踏切を一挙に除却し、踏切渋滞、事故を解消する等都市交通を円滑化するとともに、鉄道により分断された市街地の一体化を促進する事業のこと。
ろ	6次産業化	雇用と所得を確保し、若者や子供も集落に定住できる社会を構築するため、農林漁業生産と加工・販売の一体化や、地域資源を活用した新たな産業の創出等の取組をいう。

地域別構想における地域の課題一覧表

中央	豊原	警固屋	吉浦	天心	昭和
●都心としての多様な都市機能の集積・誘導とアクセス性の向上	●日常の買い物環境等の生活サービス機能の充実	●日常の買い物環境等の生活サービス機能の充実	●日常の買い物環境等の生活サービス機能の充実	●日常の買い物環境等の生活サービス機能の充実	●地域内外を結ぶ交通体系の充実
●多様な産業の集積を活かした産業活動の増進とにぎわいづくり	●防災等を考慮した居住環境の改善	●防災等を考慮した居住環境の改善	●防災等を考慮した居住環境の改善と住宅団地の保全	●防災等を考慮した居住環境の改善	●日常の買い物環境等の生活サービス機能の充実
●都心としての安全・安心で快適な居住環境の確保	●地域内外を結ぶ交通体系の充実	●地域内外を結ぶ交通体系の充実	●地域内外を結ぶ交通体系の充実	●交通利便性の維持と充実	●良好な住宅団地の再生
	●良好な眺望景観の保全	●音戸の瀬戸周辺の魅力向上による交流の促進	●産業集積地における生産流通機能の維持・強化	●呉ポートピアパーク周辺のにぎわいの創出	●郷原インターチェンジ周辺の生産流通機能の維持・強化と雇用を生む土地利用の推進
郷原	阿賀	亘	仁方	川原	安浦
●日常の買い物環境等の生活サービス機能の充実	●日常の買い物環境等の生活サービス機能の充実	●副都心として多様な都市機能の集積・誘導	●日常の買い物環境等の生活サービス機能の充実	●日常の買い物環境等の生活サービス機能の充実	●日常の買い物環境等の生活サービス機能の充実
●住宅団地の環境と集落環境の維持・保全	●防災等を考慮した居住環境の改善	●副都心としての安全・安心で快適な居住環境の確保	●防災等を考慮した居住環境の改善	●防災等を考慮した居住環境の改善	●良好な居住環境の確保
●地域内外を結ぶ交通体系の充実	●交通利便性の維持と充実	●副都心へのアクセス性の向上と地域内の交通体系の充実	●地域内外を結ぶ交通体系の充実	●地域内外を結ぶ交通体系の充実	●地域内外を結ぶ交通体系の充実
●郷原インターチェンジ周辺の生産流通機能の維持・強化と計画的な土地利用の推進	●阿賀マリノポリス地区における生産流通機能の維持・強化と雇用を生む土地利用の推進	●産業集積地における生産流通機能の維持・強化	●産業集積地における生産流通機能の維持・強化	●産業集積地における生産流通機能の維持・強化	●産業集積地における生産流通機能の維持・強化
				●野呂山の魅力向上による交流の促進	●グリーンピアせとち等の魅力の向上による交流の促進

音戸	倉橋	下蒲刈	蒲刈	豊兵	豊
●日常の買い物環境等の生活サービス機能の充実	●日常の買い物環境等の生活サービス機能の充実	●日常の買い物環境等の生活サービス機能の充実	●日常の買い物環境等の生活サービス機能の充実	●日常の買い物環境等の生活サービス機能の充実	●日常の買い物環境等の生活サービス機能の充実
●防災等を考慮した居住環境の改善と住宅団地の保全	●防災を考慮した集落環境の維持	●防災を考慮した集落環境の維持	●防災を考慮した集落環境の維持	●防災を考慮した集落環境の維持	●防災を考慮した集落環境の維持
●地域内外を結ぶ交通体系の充実	●地域内外を結ぶ交通体系の充実	●地域内外を結ぶ交通体系の充実	●地域内外を結ぶ交通体系の充実	●地域内外を結ぶ交通体系の充実	●地域内外を結ぶ交通体系の充実
●音戸の瀬戸周辺の魅力向上による交流の促進	●桂浜周辺の魅力向上と農水産物の活用による交流の促進	●歴史的資源等の地域資源の活用と安芸灘地域の連携による交流の促進	●県民の浜等の地域資源の活用と安芸灘地域の連携による交流の促進	●農水産物等の地域資源の活用と安芸灘地域の連携による交流の促進	●歴史的な町並みの保全等と安芸灘地域の連携による交流の促進

※表中の網掛けは、その課題が他の地域と重複していない内容であることを示す

まちづくりの基本的な方針と地域のまちづくりの方針一覧表

全体構想	中央	宮原	警固屋	吉浦	天心	昭和
人と地域のつながりを生む、「自立した拠点」を育てるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ●多様な都市機能が集積した都市心、便利で安全なまちづくり ●安全・安心、都市としての住みたいと思える斜面市街地のまちづくり ●歴史と技の継承、にぎわいと活力のある魅力的なまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ●都市心への近接性を活かした快適・便利なまちづくり ●斜面市街地等の安全で安心なまちづくり ●歴史を望む眺望景観の保全と山と調和したまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ●暮らしの利便性の向上による、安心して住み続けられるまちづくり ●斜面市街地等の安全で安心なまちづくり ●瀬戸の自然と歴史を活かした交流を促進するまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ●都市心への近接性を活かした快適・便利で活気に溢れたまちづくり ●家屋が密集した市街地等の安全なまちづくり ●既存の産業を発展させるまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ●交通利便性を活かした、安心して住み続けられるまちづくり ●家屋が密集した市街地等の安全で安心なまちづくり ●西の玄関口としてのにぎわいがあるまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅団地の再生と住みたいと思える便利で快適なまちづくり ●安全・安心で住み続けられるまちづくり ●交通利便性を活かした産業発展のまちづくり
	住む人の笑顔を生む、「安全と安心」を育てるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ●暮らしの利便性の向上による、安心して住み続けられるまちづくり ●農地と自然と調和するゆとりと安全のまちづくり ●交通利便性を活かした産業発展のまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ●副都心への近接性を活かした快適・便利なまちづくり ●斜面市街地等の安全で安心なまちづくり ●交通利便性を活かした産業発展のまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ●多様な都市機能が集積した副都心、便利で魅力的なまちづくり ●快適・安全・安心 住みたくなるまちづくり ●既存の産業の発展とにぎわいのある魅力的なまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ●副都心への近接性を活かした快適・便利なまちづくり ●家屋が密集した市街地等の安全で安心なまちづくり ●伝統的な産業の継承とものづくり産業を発展させるまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ●暮らしの利便性の向上による、安心して住み続けられるまちづくり ●山と海に包まれた斜面市街地等の安全で安心なまちづくり ●既存の産業の発展と豊かな自然を活かした交流のまちづくり
にぎわいと活力を生む、「くれの顔」を育てるまちづくり		<ul style="list-style-type: none"> ●暮らしの利便性の向上による、安心して住み続けられるまちづくり ●山と海 自然と調和するゆとりと安全のまちづくり ●瀬戸内の恵みを活かした玄関口としてのまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域がつながり、安心して住み続けられるまちづくり ●山と海 自然と調和するゆとりと安全のまちづくり ●自然の恵み 瀬戸の宝を活かしたまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域がつながり、安心して住み続けられるまちづくり ●山と海 自然と調和するゆとりと安全のまちづくり ●文化と歴史の伝承と交流によるまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域がつながり、安心して住み続けられるまちづくり ●山と海 自然と調和するゆとりと安全のまちづくり ●自然を学ぶ 海洋リゾートによる交流のまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域がつながり、安心して住み続けられるまちづくり ●山と海 自然と調和するゆとりと安全のまちづくり ●瀬戸内の恵みと営みの文化が溢れる交流のまちづくり

策定の経緯

時期	検討内容等
平成 27 年 5 月 8 日	呉都市計画調査委員会 ・呉市都市計画マスタープランの改定について
平成 27 年 5 月 27 日	呉都市計画調査委員会幹事会 ・呉市都市計画マスタープランの改定について ・関連計画等についての調査依頼
平成 27 年 8 月 18 日	呉市都市計画審議会 ・呉市都市計画マスタープランの改定について
平成 27 年 8 月 27 日	呉市議会産業建設委員会へ行政報告 ・呉市都市計画マスタープランの改定について
平成 27 年 8 月 28 日	呉都市計画調査委員会幹事会 ・呉市都市計画マスタープランの改定について ・呉市都市計画マスタープラン全体構想（素案）について （全体構想における基本理念・将来都市構造等について）
平成 27 年 9 月 15 日	第 1 回呉市都市計画マスタープラン検討委員会 ・呉市都市計画マスタープラン検討委員会設置要綱について ・会長及び副会長の選任について ・検討委員会の運営について ・呉市都市計画マスタープラン全体構想（素案）について
平成 27 年 10 月 2 日	呉市自治会連合会理事会における説明 ・呉市都市計画マスタープランの改定について
平成 27 年 10 月 7 日	呉都市計画調査委員会幹事会 ・呉市都市計画マスタープラン全体構想（素案）に係る修正事項について ・全体構想における分野別のまちづくりの方針について
平成 27 年 10 月 16 日	第 2 回呉市都市計画マスタープラン検討委員会 ・呉市都市計画マスタープラン全体構想（素案）に係る修正事項について ・全体構想における分野別のまちづくりの方針について
平成 27 年 10 月 20 日	広島県への意見照会 ・呉市都市計画マスタープラン（案）について
平成 27 年 10 月 29 日	呉市議会産業建設委員会へ行政報告 ・呉市都市計画マスタープラン全体構想（案）について
平成 27 年 12 月 2 日	呉市議会産業建設委員会へ意見募集についての情報提供 ・呉市都市計画マスタープラン全体構想（案）に係る意見募集について
平成 27 年 12 月 10 日	くれ市政だより（1 月号） ・呉市都市計画マスタープラン全体構想（案）に係る意見募集について
平成 27 年 12 月 21 日から 平成 27 年 1 月 29 日まで （40 日間）	呉市都市計画マスタープラン全体構想（案）に対する意見募集 【公募結果】意見者：10 名 意見の数：13 件 （案に対する意見）都市のにぎわい、観光、空き家の活用、幹線道路等に関する意見
平成 28 年 1 月 28 日	都市計画マスタープランに係る産業建設委員会の意見について （案に対する意見）将来都市構造、計画の実現性等に関する意見
平成 28 年 2 月 19 日	呉都市計画調査委員会幹事会 ・呉市都市計画マスタープラン全体構想（案）に係る修正内容の確認について
平成 28 年 3 月 4 日	第 3 回呉市都市計画マスタープラン検討委員会 ・呉市都市計画マスタープラン全体構想（案）について

時期	検討内容等
平成28年4月22日	呉市都市計画審議会へ報告 ・呉市都市計画マスタープラン全体構想（案）について
平成28年6月2日	呉市議会産業建設委員会へ行政報告 ・意見募集の結果について ・呉市都市計画マスタープラン全体構想（案）について
平成28年6月28日	呉都市計画調査委員会幹事会 ・呉市都市計画マスタープラン地域別構想（素案）に係る確認について
平成28年7月1日	呉市自治会連合会における説明 ・地域説明会の開催案内と協力の依頼について
平成28年7月10日発行	くれ市政だより（8月号） ・地域説明会の開催について掲載
平成28年7月21日	第4回呉市都市計画マスタープラン検討委員会 ・呉市都市計画マスタープラン地域別構想（素案）について
平成28年7月22日から 平成28年9月12日まで	都市づくりの説明会（地域説明会）の開催 ・市内18地域における都市づくりの方針説明会を開催 （参加延べ人数：289人）
平成28年8月17日	広島県への意見照会 ・呉市都市計画マスタープラン地域別構想（素案）について
平成28年9月16日	呉都市計画調査委員会幹事会 ・地域説明会について（報告） ・呉市都市計画マスタープラン地域別構想（案）について
平成28年10月11日	呉市都市計画審議会へ報告 ・呉市都市計画マスタープラン地域別構想（素案）について
平成28年10月18日	第5回呉市都市計画マスタープラン検討委員会 ・地域説明会について（報告） ・呉市都市計画マスタープラン地域別構想（案）について ・まちづくりの推進方策について
平成28年11月25日	呉市議会産業建設委員会へ行政報告 ・呉市都市計画マスタープラン地域別構想（案）について
平成28年12月6日	呉都市計画調査委員会幹事会 ・呉市都市計画マスタープラン（案）について
平成28年12月6日	呉都市計画調査委員会 ・呉市都市計画マスタープラン（案）について
平成29年1月19日	第6回呉市都市計画マスタープラン検討委員会 ・呉市都市計画マスタープラン（案）について
平成29年2月1日	呉市都市計画審議会へ諮問・答申 ・呉市都市計画マスタープランの改定について
平成29年3月3日	呉市議会産業建設委員会へ行政報告 ・呉市都市計画マスタープランの改定について

呉市都市計画マスタープラン検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2の市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）の作成に際して、広く学識経験者の意見を聴くため、呉市都市計画マスタープラン検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 都市計画マスタープランの策定に関すること。
- (2) 都市計画マスタープラン策定のための調査・研究に関すること。
- (3) その他委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者その他適当と認められる者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会長は、必要に応じて委員会を招集する。

- 2 会長は、特に必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、第2条各号に掲げる事項が終了するときまでとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市部都市計画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成27年6月5日から実施する。
- 2 この要綱は、都市計画マスタープランを策定した日に、その効力を失う。

呉市都市計画マスタープラン検討委員会名簿

◎会長 ○副会長

(順不同敬称略)

団体・機関役職名	氏 名
◎広島文化学園大学大学院社会情報研究科長	今 田 寛 典
呉工業高等専門学校准教授	山 岡 俊 一
比治山大学教授	山 田 知 子
中国地方総合研究センター経済・社会システムユニット グループリーダー，主席研究員 広島大学大学院社会科学部研究科客員教授	柴 田 浩 喜
呉市都市計画審議会会長（呉工業高等専門学校教授）	篠 部 裕
呉市都市計画審議会副会長（呉市議会議員）	池庄司 孝 臣 (平成28年6月24日まで) 片 岡 慶 行 (平成28年10月11日から)
○（前）呉商工会議所副会頭	鷹尾伏 彪 (平成28年10月31日まで副会頭)
呉市自治会連合会副会長	神 田 晃 典
呉市女性連合会会長	松 本 桂 子 (平成28年6月9日まで)
呉市女性連合会副会長	佐 藤 光 子 (平成28年6月10日から)
呉市身体障害者福祉協会会長	神 立 為 三
国土交通省中国地方整備局広島国道事務所長	逢 坂 謙 志
広島県西部農林水産事務所呉農林事業所長	植 田 俊 彦
広島県西部建設事務所呉支所長	幸 野 潔

○呉都市計画調査委員会設置要綱

都市計画課

(設置)

第1条 呉都市計画について関係部局相互の連絡調整を図るとともに、その基本方針その他重要な事項について協議するため、呉都市計画調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

総務部長，企画部長，財務部長，市民部長，文化スポーツ部長，福祉保健部長，環境部長，産業部長，都市部長，土木部長，消防局副局長，上下水道局建設部長

- 2 委員会に会長を置き、会長は、都市部長をもって充てる。会長に事故のあるときはあらかじめ指定した者が代行する。

(委員会)

第3条 委員会は、会長が必要に応じ招集し、会議の議長となる。

(幹事会)

第4条 委員会に幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、委員会の所掌事務について委員を補佐する。
- 3 幹事会は、次に掲げる者をもって組織する。

都市部副部長，総務課長，危機管理課長，企画課長，財政課長，管財課長，資産税課長，地域協働課長，文化振興課長，福祉保健課長，環境政策課長，商工振興課長，港湾漁港課長，農林水産課長，都市計画課長，交通政策課長，建築指導課長，住宅政策課長，区画整理課長，土木維持課長，土木整備課長，消防局予防課長，上下水道局建設部計画課長，上下水道局水道建設課長，上下水道局下水建設課長，農業委員会事務局次長及び会長が必要と認める課長

- 4 幹事会に代表幹事を置き、代表幹事は都市部副部長をもって充てる。
- 5 代表幹事は、幹事会を統括し、幹事会を招集する。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、都市部都市計画課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、昭和58年9月13日から実施する。

改正 平成 3年 11月 22日
平成 4年 4月 1日
平成 9年 4月 1日
平成 9年 5月 1日
平成 11年 4月 1日
平成 13年 4月 1日
平成 21年 4月 1日
平成 24年 4月 1日
平成 25年 4月 1日
平成 27年 4月 1日